

公募要領（修正版）

「令和2年度学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）海外展開支援等事業）」
に係る実証事業の委託事業者公募

2020年6月1日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）は、経済産業省からの受託による「令和2年度学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）海外展開支援等事業）」に係る実証事業を実施し、これに応募する民間事業者（以下、「受託者」とします。）を、下記の要領で広く募集します。

記

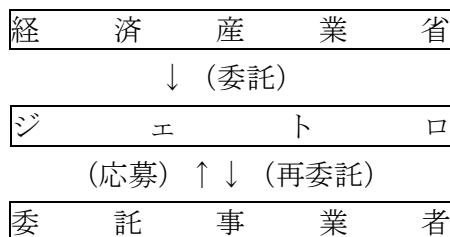
1. 事業の目的（概要）：

「第4次産業革命」「人生100年時代」「グローバル化」が進む中、世界は「課題解決・変革型人材（チェンジメイカー）」の輩出に向けた能力開発競争の時代を迎え、各国で就学前・初中等・高等・リカレント教育の各段階における革新的な能力開発技法（EdTech）を活用した「学びの革命」が進んでいます。

他方、世界での状況と日本国内の状況を比較すると、世界のEdTech市場規模は大幅に増額する予測である一方、日本のEdTech市場は今後少子化により伸び悩むことが予測されています。こうした状況において、本事業では、成長する世界市場をターゲットに、日本のEdTech企業の海外展開支援を効果的に行うとともに、世界の最先端のICT教育に触れる機会創出等による日本の民間教育産業振興を行うべく、具体的な案件形成の促進のための海外実証事業を実施します。

本事業では、日本のEdTech企業がインドネシア、タイ、フィリピン等のアジア地域等に海外展開する際の、製品・サービスの開発や実証・評価に資する実証事業を行い、新しい教育サービスとしての成功事例や、将来の成功事例に繋がる足掛かりを創出するとともに、その開発や自立的なサービス運営による普及に向けた制度的な課題の抽出や、課題の解決の方向性を見出すこととします。それらを元に、最終的に実証企業の海外展開モデルの確立や課題抽出によるローカライズに向けた計画組成を目的としています。

2. 事業スキーム（参考）：



3. 事業内容：

「令和元(平成31)年度学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)創出事業)」の成果も踏まえ、インドネシア、タイ、フィリピン等のアジア地域を中心とし、日本のEdTech関連企業による海外展開のための、製品・サービスの開発や実証・評価等の取組の実現可能性等の事業展開における海外展開モデルの確立や課題抽出を行います。

事業実施後には、実施結果を取りまとめ、報告書を作成いただきます。作成にあたっては、実証事業の実施結果を踏まえ、日本のEdTech関連企業の海外展開のモデルや方向性、課題等を抽出し、今後のEdTech関連企業の海外展開に向けての具体的な提案等を盛り込んでください。また、実証事業の結果を持続的なものとするため、委託経費のみで事業全体を行うのではなく、一部を自己資金、外部資金等を組み合わせて事業を行ってください。

※参考：

経済産業省「未来の教室」WEBサイト

<https://www.learning-innovation.go.jp/about/>

経済産業省「「未来の教室」とEdTech研究会-第2次提言」(2019年6月25日提言)

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/mirai_kyoshitsu/20190625_report.html

4. 募集内容：

(1) 応募可能な事業者

提案書を提出できる事業者は、民間事業者(株式会社、有限会社、学校法人、NPO(特定非営利法人)等の法人)となります。複数の法人によるコンソーシアムを組んで応募することも可能ですが、その際は、ジェトロとの契約主体となる代表一者を主提案法人(幹事法人)としてください。なお、ジェトロとの契約はコンソーシアム構成者全法人と締結しますが、ジェトロとの連絡窓口、支払等は主提案法人のみとします。同主提案法人は、予めその他のコンソーシアム構成者全法人との業務分担等の条件を示す書類(協定書等)を取り交わし、その写しを提案書と併せて提出してください。

なお、本事業の受託者として、社会通念上不適切な組織または事業運営能力が不十分な組織と判断した場合は、応募を無効とします。また、その判断を行ううえで必要と考えられる場合には、提案書を提出した事業者に対して、財務状況等に関する資料の提出を求めることがあり得ることに留意ください。

一事業者が複数の事業について提案書を提出し、複数の事業を受託することも可とします。

(2) 応募資格

- ① 法人は、日本の登記を有し、日本に拠点を有していること。団体は、同様に日本の個別法の定めるところにより設立されていること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等(過去に類似業務実績を有するあるいは同種業務の実績等を有する人員など)を有し、実施体制及び管理体制が整備できていること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な開発、投資、マーケティング、評価等の能力及び

意欲があること。本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- ④ 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関しジェットロから指名停止措置を受けていないこと。また、省庁が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。
 - ⑤ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
 - ⑥ 反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体でないこと。
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
 - ⑧ ジェットロの要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること。また、本事業の成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のためにジェットロが実施するフォローアップアンケート等に協力できること。
- (3) 案件実施対象国・地域：インドネシア、タイ、フィリピン等のアジア地域を中心とする海外（実施対象国・地域の数に制限はありません。）

ただし、外務省海外安全情報及び感染症危険情報 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) に基づく海外危険情報レベル又は海外感染症危険情報レベルが2以上の国については、原則現地パートナーが事業を実施するなど、渡航を伴わない場合は案件実施対象国に含めても良いとします。

なお、現状レベル2以上の国であっても、今後の情勢変化を想定して、渡航を伴う事業計画を提案に含めることは可能です。実際の事業実施にあたり、日本からの渡航が必要となる場合は個別にジェットロと協議のうえ、渡航の可否について判断することとします。

また、採択後であっても、対象国・地域の急激な治安悪化や感染症の拡大等に伴う安全対策上の理由や、外交政策上の理由から事業が行えなくなる場合もあるため、予めご留意ください（渡航計画の中止となった場合の代替計画についても応募書類に記載ください。中止となった場合は、変更計画に沿って精算を行います）。

- (4) 採択予定件数：3～5件程度

- (5) 対象案件

日本のE d T e c h技術・サービス、アプリケーション等の海外への輸出を支援する新たなビジネスモデルを構築するための実証的な取り組みや国内で実施されている「未来の教室」事業の海外版として、現地の教育機関の抱える課題と日本企業によるE d T e c h導入による効果検証を行う取り組みを対象案件とします。

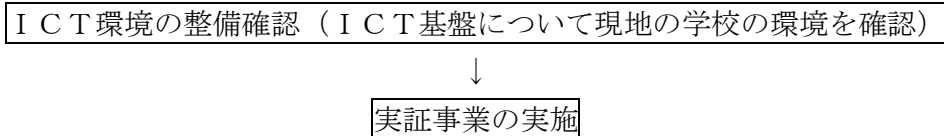
※対象案件要件：

- ・日本のE d T e c h関連企業による海外展開を目的としていること
- ・具体的な実証対象地域が設定されていること

- ・ 早期（委託事業終了後2年以内）の事業化をめざす案件であること
- ・ 実証における明確なテーマが設定されていること
- ・ 相手国のニーズを踏まえていること
- ・ 相手国カウンターパート等の関係者の事業費負担の調整をすること

※実証フロー例：

日本企業の E d T e c h コンテンツを現地教育機関へ導入。4～5 か月ほどの実証期間の中で、分析を行い、同市場への進出に向けて具体的なイメージをつくる。



- (6) 事業実施期間：契約締結日～2021年1月29日（金）
 ※契約期間は、契約締結日～2021年3月31日（水）

5. 対象となる委託経費：

各案件の委託金額は、案件内容を審査のうえ決定します。委託金額は、事業終了後に契約額の使途について検査を行い確定します。契約に定める業務が完了していない場合は、一切の経費の支払いができかねます。

- (1) 委託上限額：1件あたり1,000万円程度
 ※3～5件程度を目安として採択を行います。また、最終的な契約額（委託金額）は案件内容の審査及び調整のうえ決定します。
 ※1件の提案の中に、複数国・複数校での実証を含む提案も可能とします。
- (2) 対象経費の区分
 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるように、必要な証憑類の整理および説明内容の整理等の準備をしてください。
 ※詳細については、経済産業省「[委託事業事務処理マニュアル](#)」（添付書類2）を参照ください。

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※ジェトロが認めたものに限る
I. 人件費	<p>本事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費</p> <p>※海外人件費は、本社雇用の駐在員を想定とし、現地直接雇用者分は対象外。</p> <p>※地方公共団体等の人件費は計上不可</p> <p>※無報酬の役職員、所属員は計上不可</p> <p>※単価の根拠については、その合理性につき、説明を求めることがあります。</p>
II. 事業費	
i. 旅費	<p>事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費</p> <p>※社用車・レンタカーの使用に係る経費を計上する場合は、その合理性を説明すること。</p>
ii. 会議費	<p>本委託事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）</p> <p>※実証に必要な場所を確保するために要した場所の借料も含む。</p>
iii. 謝金	<p>本事業を行うために必要な会議・講演会・シンポジウム・商談会・イベント等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等</p>
iv. 備品費・借料及び損料	<p>本事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費（会議・講演会・シンポジウム・商談会・イベント等を行うために必要な会場借料等）</p> <p>※購入は原則認めない。やむを得ず購入が必要／購入の方が合理的な場合は、購入理由書の提出及び事業後の取り扱いを明記すること。</p> <p>例) リース・レンタルの方が割高になる等</p> <p>※購入した場合、取得価格の単価が税込20万円以上となる財産については、取得財産管理台帳の提出が必要となり、事業終了後、廃棄または国への所有権の移転手続き・公募による売却手続きを行う必要がある。</p> <p>※契約期間外にリース・レンタル期間が及ぶ場合には、当該費用を契約期間に按分した費用を対象とする。なお、所有権移転ファイナンスリースは、原則認めない。</p> <p>※既存サービス利用料や既存プログラム受講料の計上は、原則認めないが、やむを得ない理由があり、計上を希望する場合は、理由を明確化すること。</p>
v. 外注費	<p>受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（請負契約）</p> <p>※原則3社以上の相見積りが必要。外注先に代替性がなく、相見積りが難しい場合は、その旨を説明した理由書を提出すること。</p> <p>※個人への外注は、原則、認めない。</p>
vi. 印刷製本費	<p>本事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費</p>
vii. 補助員人件費	<p>本委託事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費</p>
viii. その他諸経費	<p>事業を行うために必要な経費であり、上記のいずれの区分にも属さないもの</p> <p>※原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認で</p>

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※ジェトロが認めたものに限る
	きるものに限る。
Ⅲ. 再委託費	受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定の割合の支払を認められた間接経費 ※（人件費＋事業費）に一般管理费率（～10%の範囲で算出）を乗じた金額を上限とする。

※外注費は、受託者自ら実施できないものを他の事業者を実施（請負契約）させる場合を想定。再委託費は複数の事業者でコンソーシアムを形成して実施（委任又は準委任）するような場合に、契約した事業代表者が他の事業者の一部を委託して実施させるような場合を想定。

※外注費および再委託費の合計は、原則として委託費総額5割未満とするが、割合にかかわらず外注および再委託を行うことの合理性等に鑑み判断する。なお、5割以上となる場合は、理由書を提出いただき、事業実施のために必要と認められる場合は可とする。

（3）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費（保証金、敷金、仲介手数料等）
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器、トナー、印刷用紙等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・自社調達、100%子会社等に調達・委託・外注した際の価格に含まれる利益相当分（100%子会社等が一般競争入札の結果最低価格であった場合にはこの限りではない。）
- ・金融機関等への振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）
- ・借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・中間・確定経理検査及びジェトロとの打ち合わせに係る費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・その他事業に関係のない経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（4）委託費の支払対象期間

契約締結日から2021年1月25日（月）までに支払いが完了した経費が委託費の対象となります。

（5）支払額の確定方法

委託事業終了後、受託者より提出された報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支払額を確定します。

支払額は、委託対象経費のうち委託額（契約額）の範囲内であり、かつ実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、事業に係る収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となりますので、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」

(添付書類2)に基づき、適切に経理処理及び書類の管理を行ってください。また、支出額及び内容についても厳格に審査を行います。

書類に不備がある支出や事業目的に適さない支出については、委託経費の対象外とします。

なお、委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者(本委託事業ではコンソーシアム等)に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費を指します。すなわち、「令和2年度学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)海外展開支援等事業)」という国の事業の一部を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として、受託者に対して支払われるものであり、受託者の利益になるような計上は認められません。

(6) 支払時期

委託費の支払いは、事業終了後かつ「8. 成果物」に記載のとおり報告書を提出し、ジェットロによる審査を完了し、委託金額の確定後に請求書受領日より原則40日以内に支払います。

6. 応募方法:

(1) 公募受付期間

受付開始: 2020年6月1日(月)

受付締切: 2020年6月30日(火) 15時00分(日本時間) 必着

(2) 公募説明会の開催及び問い合わせの受付

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公募説明会は以下日時にZoomによるオンラインでの開催とします。また、本事業に関する問い合わせについては、説明会およびメール(11. 参照)にてご質問を受け付けます。

【公募説明会】

開催日時: 2020年6月10日(水) 10時00分

開催方法: Zoomによるオンラインでの開催

※参加を希望する事業者は、「11. 問い合わせ先」に記載のE-mailアドレスへ6月9日(火)12時00分までに、件名(題名)を「【説明会参加申込】「令和2年度学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)海外展開支援等事業)」とし、法人名、参加者氏名、所属、役職、連絡先(電話番号、E-mailアドレス)を連絡願います。期日までに連絡があった者にオンライン説明会の参加URLとパスワードをお送りします。なお、本公募説明会への参加は必須ではありません。

※Zoomは必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用してください。

※IDやリンクをSNS等で流すことを禁止します。

【問い合わせの受付】

本公募へのお問い合わせは、6月10日（水）～6月19日（金）12時00分まで、「11. 問い合わせ先」に記載のE-mailアドレス宛にメールにて受け付け、6月24日（水）17時00分までにジェトロのホームページにて「よくあるご質問」として回答を公開いたします。

※お問い合わせの際は、件名（題名）を「【問合せ】令和2年度学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）海外展開支援等事業）」としてください。

(3) 応募書類

① 以下の応募書類について、6.(4)の提出先へメール添付にて提出してください。

	書類名	提出形式
<input type="checkbox"/>	1. 公募申請書（様式1）	電子データ（押印済みのPDF）
<input type="checkbox"/>	2. 提案書（様式2）	電子データ（PowerPoint）
<input type="checkbox"/>	3. 事業経費概算資料（様式3） ※必ず積算根拠となる見積書等の証憑を電子データで添付ください。	電子データ（Excel）
<input type="checkbox"/>	4. 提案事業に関する補足資料（任意、様式自由）	電子データ（形式自由）
<input type="checkbox"/>	5. 財務諸表 ※財務諸表は原則直近3年分とします。 ※必須ではありませんが、あればなお可とします。	電子データ（PDF）

- ② 提出された応募書類は採択・不採択に関わらず返却いたしません。予めご了承ください。応募書類は本事業の採択に係る審査以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則として、情報公開の対象となります。
- ③ 応募書類の作成及び応募に係る諸経費等は、採択・不採択に関わらず、支給されません。
- ④ 応募書類に記載する内容は、採択後の契約に関する基本方針及び事業実施の前提となりますので、原則として、予算額内で確実に実施できることのみとし、不確定要素がある場合は調整状況及び今後の見通しや対応策・代替案を必ず記載してください。採択後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択を取り消す又は契約を締結しない場合があります。
- ⑤ 応募書類には、本委託事業の範囲で実施する内容と、応募者が独自に実施する内容が分かるように記載してください。その際、国（特殊法人等を含む）及び公的団体（自治体、全国商工会連合会等）が助成する他の予算事業への併願・併用がある場合はその旨記載してください。
- ⑥ 採択に際し、ジェトロと応募者との調整により、予算額の範囲内で提案内容を変更していただく場合があります。また、提案内容の変更を条件として採択を行う場合もありま

す。その場合、ジェットロと応募者との調整が不調に終わった場合には、採択されませんのでご留意ください。

(4) 応募書類の提出方法

「6.(1) 公募受付期間」締切時間までに、「6.(3) ①応募書類」に必要事項を記入後、以下の「応募書類提出先」にパスワードを付したうえでメール添付により提出ください。その際、件名に「【応募】令和2年度学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）海外展開支援等事業）」と記載してください。

【応募書類提出先】

日本貿易振興機構 デジタル貿易・新産業部 新産業開発課

「令和2年度学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）海外展開支援等事業）」担当宛

E-mail：EdTech@jetro.go.jp

※提出に際しては、記載内容を見やすくするために各様式の枠を広げたり狭めたりすることは差し支えありません。

※Macで作業される場合は、zip ファイル内の各ファイル名を半角英数字としていただくか、zip ファイルにせずにメールに各ファイルを添付してお送りください（文字化けを避けるため）。※応募書類は郵送や持参による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読のうえ、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。また、締切間際の受領確認には対応いたしませんので、期限に余裕をもって送付してください。

(5) その他

応募書類の受領後、必要に応じてジェットロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジェットロから連絡することがありますので、予めご了承ください。

7. 審査・採択結果の通知・契約手続き等：

(1) 審査方法

採択にあたっては、「4.(1) 応募可能な事業者」及び「4.(2) 応募資格」を満たしている者の応募書類について、以下「7.(2) 審査基準」に従って、外部委員も含め複数名が審査します。審査は、原則書類審査（7月上旬予定）にて行います。書類内容に確認事項がある場合など必要に応じて選定結果の通知日までにジェットロから連絡をすることがあります。

なお、審査段階で実施内容について意見が付される場合があります。その場合は、ジェットロと協議を行ったうえで案件採択を行います。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

評価項目	評価のポイント
I. 事業計画の妥当性、事業効果	1. 基礎要件： <ul style="list-style-type: none">・「4. (1) および (2)」を全て満たしていること。 <p><加点項目></p> <ul style="list-style-type: none">・応募者が中小企業であること。 ※中小企業：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者 （参考）中小企業庁WEBサイト： https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html
	2. 実証目的の明確性・実現可能性： <ul style="list-style-type: none">・実証するテーマ、実証実施地、目的（何を実証し、それにより何が得られるのか）が明確に設定されているか。・実証事業の実施国、連携先機関（企業・NGO・政府系機関等）・受け入れ教育機関等の選定理由が明確であるか。・実証内容の実施国ないしは実施地域（4. (3) 参照）における本格的な運用や事業化（委託事業終了後、概ね2年以内）が見込まれる等、将来的な展望を持った事業計画であるか。 ※これまでの実績や有力なパートナーとの提携等により、実現可能性が高い事業計画を評価する。・実施国ないしは実施地域のニーズを踏まえている提案内容か。 ※相手国の人材育成・教育政策上の課題を解決する提案等を高く評価する。・実施国のカウンターパート等も関係者間で事業費負担の調整が行われているか。
	3. 波及効果： <ul style="list-style-type: none">・実証事業の実施あるいは、当該事業の実現が新規ビジネス展開に際してのモデルケースとなり、新規市場の創出、標準化、プラットフォーム戦略等、他の日本企業にもひ益する何らかの効果が期待できる内容であるか。・事業において活用されている技術、ノウハウ、ビジネスモデル等は先進的かつ社会的インパクト等を有しているか。
	4. 事業の実施方法、行程管理、経費の妥当性： <ul style="list-style-type: none">・事業の実施方法、実施スケジュールおよび想定される成果が現実的かつ具体的に提案され、事業の成果を高めるための効果的な創意工夫が見られるか。・費用に対し期待される成果が妥当であるか。

評価項目	評価のポイント
	<p><加点項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画及び渡航計画が変更や中止となった場合の代替計画が記載されていること。 <p>5. アカウンタビリティ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業が、公的資金を使った委託事業であることを踏まえ、本事業終了後も事業者が経済産業省・ジェトロに対して本事業に関する事業化の状況や収支状況を適切に報告し、説明責任を果たせる体制であることを評価する。
<p>II. 応募者の能力や資質、適格性</p>	<p>1. 法人の資質・安定性、適切な実施体制：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証を円滑に遂行するために事業規模等に適した組織、人員等を有しているか。 ・E d T e c h分野や事業の関連分野における事業実績、知見等を有しているか。 <p><加点項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募書類「5. 財務諸表」を提出できること。 ※財務諸表は原則直近3年分とする。 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況）各種認定を得ていること。

(3) 審査結果の通知及び公表

採択者については、ジェトロのホームページで公表するとともに、応募者に対しては別途メールにて通知します。なお、審査の経過やその内容（不採択理由を含む）に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

(4) 契約手続き等

採択通知を受けた応募者は、所定の事業実施計画書及び事業経費概算書（経費の根拠となる見積書やカタログ等も必ず添付すること）を作成し、提出してください。受託者となる採択者とジェトロとで面談等を実施し、事業内容・金額等を精査のうえ、ジェトロと事業実施に係る業務委託契約書を締結します。なお、採択決定後から契約締結までの間に、ジェトロとの協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。この場合には、再度提案書（事業実施計画書）及び事業経費概算書を提出いただきます。

また、採択案件となったとしても、契約条件が合致しない場合には、契約を締結しないこともありますのでご了承ください。契約に際しては、原則、応募時に提出いただいた経費概算額及び大項目・小項目いずれもそれぞれが契約の上限額となり、新たな経費

項目の追加等も認められません。なお、今回の公募・採択は、あくまでアイデアの公募であり、アイデアの採択後に、事務局より提案内容の修正を打診し（例：アイデアは良いが、△△は直して欲しい、規模を縮小又は拡大して欲しい等）、内容・費用についての交渉を進め、最終的に事業内容に合意することをもって、最終的な委託契約が成立となります。その過程において調整未了により委託契約に至らない可能性があることも留意ください。

契約締結にあたり、受託者に対し、事業実施に必要な追加情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務が課せられることがあります。

8. 成果報告：

事業実施結果については、成果物として中間報告書及び最終報告書（成果報告書）（電子媒体1部ずつ）の提出が必要となります。

(1) 成果報告に係る要件

- ・最終報告書（成果報告書）をもとに、経済産業省及びジェトロにて終了評価を行うが、この評価に際して、追加資料の提出等を求められた場合、速やかに対応すること。
- ・報告書を含む実証の内容全般については、本事業で構築したWEBサイトを含む各種メディアで情報を公開し得ることに、全面的に同意・協力すること。
- ・報告書は編集可能な形式（PDFではなくWord・PowerPoint等）で納品するとともに、図表については読み上げに必要な代替テキストを付与すること。
- ・報告書に加えて、成果物（教材や指導マニュアル、授業の動画記録等）は全て、提出すること。
※ただし、本事業のために制作した教材や指導マニュアル以外の、事業者が著作権を持つものについては除く。
※動画公開時に字幕が必要な場合、受託者は字幕作成に協力すること。
- ・最終報告書は2021年1月29日（金）までに納品すること。実証を、成果報告書納品後も継続すること自体は構わないが、本事業への成果報告は上記期限までに納品すること。

(2) 報告書に記載する項目

- ① 事業内容・方法・スケジュール・体制
- ② 事業結果
- ③ 当該国における当該セクターの現状と解決すべき課題
- ④ 課題解決のためのアプローチ（開発プロダクツ・サービス）
- ⑤ 実証結果
- ⑥ 案件実現に向けた課題とアクションプラン
- ⑦ 支出計画書及び経費報告書
- ⑧ 添付資料
- ⑨ 参考文献一覧
- ⑩ アンケートの回答内容などの元データ

(3) 報告書の提出期限：

- ① 中間報告書：事業開始から1か月～3か月後に中間報告書を提出してください。
※中間報告書については、主に報告段階における事業の進捗状況及び支出経費に係る確定検査に向けた経費支出状況を確認することを目的としています。
- ② 最終報告書（成果報告書）：事業の完了日から起算して30日を経過した日又は2021年1月29日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

9. 留意点：

- (1) 採択された委託事業の概要として、採択者名及び事業概要は一般に公開されます。
- (2) 経費の計上は、契約締結日以降に発生（発注含む。）したもので、契約締結日～支出期限（2021年1月25日（月））に支出したものが対象となります。詳細は経済産業省「[委託事業事務処理マニュアル](#)」（添付書類2）を確認ください。
- (3) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、ジェットロに届け出なければなりません。
- (4) 受託者は、契約締結後に事業経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は委託事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前にジェットロの承認を得なければなりません。
- (5) 受託者は、ジェットロが委託事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (6) 受託者は、委託事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は2021年1月29日（金）のいずれか早い日までに最終報告書（成果報告書）をジェットロに提出しなければなりません。
- (7) 事業実施にあたっては、必要となるアレンジや説明、機材等の調達や輸送・通関手続き等は受託者が主体的に実施しなければなりません。ジェットロはモニタリング、助言、必要に応じた側面支援を行います。
- (8) 法令などによる要請のない限り、ジェットロは受託者の事前の同意を得ないで中間・最終報告書を公表しません。法令などによる要請のある場合であっても、受託者の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、受託者が自ら事業を展開する前の段階で公表されることが受託者の事業展開を阻害する場合には、個人情報等については、ジェットロが受託者と協議の上、法令及びジェットロ規定に基づき、当該情報が該当する部分を削除又は一定期間不開示とする等の措置を講じますが、場合により不開示とした情報を開示することもあります。

10. 全体のスケジュール：

応募から事業終了まで、以下の流れで実施します。

(1) 応募

- ・上記「6. 応募方法」に従い、ご応募ください。
- ・応募受付締切日時：2020年6月30日（火）15時00分（日本時間） 必着

(1) 選考・結果通知

- ・ご応募いただいた応募書類をもとに、書類審査（7月上旬予定）を行います。
- ・2020年7月中旬（予定）に、応募者全員に審査結果をメールで通知します。

(2) 採択・事業実施（委託期間）

- ・ジェットロから採択通知を発出するとともに、契約締結準備を行います。
- ・事業開始から1か月～3か月後に中間報告書の提出が必要となります。
- ・委託事業の実施期間は、2021年1月29日（金）までです。

(3) 事業終了の手続き

- ・事業報告書及び収支実績報告書を所定のフォームに基づき作成・提出してください。
（事業終了後30日以内又は2021年1月29日（金）のいずれか早い日）
- ・事業者からの提出書類に基づき検査（確定検査）を行い、委託費の金額を確定します。
- ・金額確定後、請求書に基づき精算のうえ委託費をお支払いします（受領から原則40日以内）。

11. 問い合わせ先：

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル
日本貿易振興機構（ジェットロ）デジタル貿易・新産業部 新産業開発課
担当：吉澤、中西
TEL：03-3582-1671
E-mail：EdTech@jetro.go.jp

以上

添付資料

1. 応募書類一式（様式1～3）
2. 経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」